

## 令和元年第6回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和元年9月13日（金）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題
- (1) 議案第3号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (2) 議案第5号 白井市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (3) 議案第6号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - (4) 議案第11号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
  - (5) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 石井恵子委員長・田中和八副委員長  
長谷川則夫委員・竹内陽子委員  
岩田典之委員・血脇敏行委員  
中川勝敏委員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 執行部
- |              |       |
|--------------|-------|
| 市長           | 笠井喜久雄 |
| 総務部長         | 宇賀正和  |
| 企画財政部長       | 中村幸生  |
| 総務課長         | 篠宮悟   |
| 公共施設マネジメント課長 | 高山博亘  |
| 危機管理課長       | 寺田豊   |
| 財政課長         | 津々木哲也 |
| 建築宅地課長       | 宇佐美喜久 |
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局
- |        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 石井治夫 |
| 主 査    | 萩原靖殖 |
| 主任主事   | 石井和子 |

## 委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 定刻となりました。会議に先立ち、石井委員長より御挨拶をお願いいたします。

○石井恵子委員長 おはようございます。本日も早朝よりお集まりいただき、ありがとうございます。本日より3日間、常任委員会の審査が始まります。初日は総務企画常任委員会でございます。議案の数は少ないんですが、大事な案件でございます。皆様、慎重なる御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○石井治夫議会事務局長 次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたり各常任委員会に付託されました14議案をそれぞれの常任委員会において審議いただくことになりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第3号、議案第5号から第6号及び議案第11号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の4議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げて、挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○石井恵子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

これから日程に入ります。

- (1) 議案第3号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第1、議案第3号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

血脇委員。

○**血脇敏行委員** 昨日、大綱的質疑の中で制度の導入による市の影響ということで、部長の答弁の中に所得の増加に伴い、税法上や社会保険上の扶養認定の範囲内で勤務を希望するものが、勤務時間の短縮を希望したりして、会計年度任用職員に応募しないことが想定されるというようなことがあって、私もこの案件が出たときに、やはり所得がふえるということで、困る人もいるのかななんて思ったんですが、現在のこの市の臨時職員と非常勤職員、先般説明で平成30年は371名、平成31年については381名というような説明をいただいているんですが、この非常勤、臨時、あと特別職含めた内訳をお尋ねいたします。

○**石井恵子委員長** 篠宮総務課長。

○**篠宮 悟総務課長** 現在の臨時、非常勤職員の内訳ということですが、この前お話ししたときにはあれなんですけれども、今、最新の情報として令和元年7月1日現在の情報として、臨時職員が21名、非常勤職員が362名、特別職非常勤職員、これは全体になりますけれども、これが710名、計1,084名となっております。

○**石井恵子委員長** 血脇委員。

○**血脇敏行委員** 臨時、非常勤、特別職合わせて1,084名というような現状なんですけど、令和2年4月からこの会計年度任用職員になったときにフルタイム、パートタイム、特別職というものもあると思うんですが、どのような人数割というか、職員割というか、想定されているのか、お尋ねをいたします。

○**石井恵子委員長** 篠宮総務課長。

○**篠宮 悟総務課長** 来年度、会計年度任用職員に移ったときに先ほどの割合はどのようになるかということで、お答えさせていただきます。

現在想定されている1,084人から想定したときに、今度今までは臨時職員は一般職と比べて4分の3以上の勤務の者、また非常勤はそれ以下のものという部類分けをしていたこと。それから、特別職非常勤職員につきましては、先般の中で説明もさせてもらっているんですけども、一部、会計年度任用職員またはその他の職員という形で分かれるということが、職の明確化に伴って分類されるということになります。そういう中で想定した場合、会計年度任用職員のフルタイムに移行する者が現状から見たときは9名、会計年度任用職員、その他のパートタイム、100%以下の方が393名、100%未満の方が393名、合わせて402名、その他特別職非常勤職員としてそのまま残る方が487名、合わせて全体で889名、こちらの方が会計年度任用職員、特別職非常勤職員に残ると。その他の職員は差し引きした数字なんですけれども、195名ということで、こちらのほうがその他という形で回る職員になると想定されております。

以上でございます。

○石井恵子委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 済みません、その他のところを私、ちょっと書き漏れたんで、再度お願いします。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 先ほどの1,084人との889人との差し引きになりますので195人になります。

○石井恵子委員長 ほかに質疑は。

竹内委員。

○竹内陽子委員 それでは、ちょっと視点を変えましてお尋ねしたいんですけども、会計年度任用職員制度の導入に伴う職能整理と給与等についてというのが、令和元年8月に、全協資料で出ています。その中の7ページの裏側にスケジュールがずっと入っているんですね。そこのところの6番目に戦略会議ということが8月に入っている。そして、財政推計のほうも8月に速報版で出ています。そうすると財政推計のほうは人件費を少し抑えていこうという1つの課題になっているわけです。そうするとこういう制度が国の指導によってフルタイムとパートタイムが出てきたときに、この戦略会議の中でどういう点が一番今後の人件費において、大事なポイントかというところとどういうことが話されたか、戦略会議の内容のポイントだけ何点か教えてください。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 財政推計ということなので、私のほうからお答えします。

戦略会議の中では常勤職員の抑制という話が前もってありますので、会計年度任用職員を採用した場合にどの程度の悪いほうの効果です、金額的にどのぐらいの推計があるのかという御質問等はいただいておりますけど、具体的に会計年度任用職員をふやすとか減らすとか、そういうお話はありませんでした。その金額についてはありました。

以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 金額についてはどういうことが考えられて、この財政推計で考えていたことと、やはり今現実にこの1と2の会計年度任用職員というものが、実際には今後の交渉をお願いしていったら減ったりする中で、あるいは仕事の内容的には減ったら困るので、またもとの人数にふやすとか、そういうことになるとまずこの条例に伴うことは1億3,000万ぐらいのプラスになると、そういうことも報告されています。そのややこしい動きの中で、結局どう捉えているんですか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 まず、戦略会議の話なんですけれども、戦略会議の中では金額としておおむね1億3,000万ぐらいふえるだろうということで、その財政推計のほうにも一応見てもらっているという形の報告はさせていただきました。実際的にはその段階では全協説明の中でもさせてもらったんですけども、国からの財源的補助とかそういうものは特にないというようなお話もございました。

きのうの部長の答弁の中でもちょっと触れさせてもらったんですけども、その後、職員が国のほうの説明会とかそういうところに参加させてもらいまして、そこで聞いてきた話としましては、国の職員のほうからは何らかの財源措置をしたいということ、これについては出席した職員のほうから質問があって、それに答える形での回答があったと報告を受けています。その内容ということについてまた質問したらしいんですけども、それについては国のほうでは現状としてはまだ説明できないというような回答だったということで、また逆に今現在で補助金とかそういうものについて何らかの措置があるかということは、財政サイドもしくは人事サイドのほうに何か通知とか来ているのかというと、そちらのほうは何もないというような状況で、財源としましては現状としては一般財源で見なければいけないのかなということで、純然たる負担になってしまうというような形で、きのうの段階では1億3,000万から1億5,000万という形の試算が出ていますということで、報告させていただいているところでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それはよくわかりました。では、現実に今でもそうですけれども、臨時あるいは非常勤の人たちは夫の扶養に入っていたいという条件の方が結構いらっしゃるようですね。そうしますと今回のこの国の方向性というのは、パートの方や何かに少しでも働いている職員とかわりないよというところで出てきている話ですけども、でも現実にはパートで働いている方たちは夫の扶養となる。そうするとそれがなかなか事務上の問題で採用ができる、今度は基準をちゃんと設けて採用する、しないということを決めますから、そうするとこの条例によって働く方がちょっとちゅうちょして減ってしまうということは、どういうふうに想定しているんですか。それによって事業がきちんと機能しないというようなことになったら大変なことですよ。だから、その働く方の思いと現場の仕事とそういうバランスをどう考えていますか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 今委員おっしゃるように、今回の件は国のほうの働き方改革の内容の中の同一賃金・同一労働というような形の国の方針があります。そちらのほうを受けて、国のほうが臨時、非常勤の制度が法律上曖昧だったということで、法律を整備しまして、それで大きな変更点としては期末手当が支給できるとか、そういう制度が加わったということによって労働者の方の賃金がふえるというような状況になります。

委員おっしゃるとおりの話なんですけれども、そういう中で扶養という話が出てくるんですけども、その辺については市のほうでも懸念しているところなんですけれども、国のほうとしてはそういうところを超えた中で、要はより長く、例えばフルタイムとかそういう中で働いていただきたいとか、そういうふうな想定があるというふうには聞いております。市のほうでも説明会とかそういう中をこれから計画しているんですけども、そういう中でそういうことを訴えていくということを考えてお

ります。

また、新たに新規で全て募集するという形になりますので、募集作業等を毎年やるような形になりますので、そういう中でもいろいろな要望に応えられるような形でやっていければいいかなということで、現状の人数、現状の時間数は確保したいと、努力していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ほかの委員の皆さん、質疑はありますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 今までの説明の中で職員さん、臨時職員さん等の待遇の改善という、働き方改革に沿ってのことだと思えますが、これによって例えば市民に対するサービスとか、そういうものは当然改善されていくとかというようなことではないとは思いますが、毎年いわゆる1年契約として公募していくという形になってくると、例えば市民の方がお手を挙げられて面接等をしながら、市の仕事をやれるようになるということで、雇用拡大のところはどのように考えているのでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 今、委員おっしゃったように基本的には会計年度任用職員という形になりますので、会計年度間、その一会計年度の中で職員と契約する、労働契約を結ぶという形、4月1日から3月31日の範囲内での職員採用という形になります。実際的には前年度からやっていくような形になるんですけど、そういう中で今回の制度の中で毎年募集、選考採用してくださいという形になります。そういう中では門戸を毎年そういうような形で広げて、毎年募集作業、今までもやっていたわけですが、そういう形のものをしていくということなので、雇用機会の均等という形では市民へのサービス、市民への影響というところはあるのかなと考えているところでございます。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 それは公募の仕方というのと、やはり広報等を使ってという形になりますか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 広報とそれからホームページ等、そういう形のところで周知して、募集作業をやっていくというような形になろうかと思えます。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 そうしますと市民の方等の応募が当然出てくるとは思うんですけども、守秘義務の徹底範囲ではどうでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 今回の制度の改正の中の大きなところとして、今までは地方公務員法、地方自治法等の規定の中に臨時職員という規定はあったんですけども、非常勤職員に関する規定が非常に曖昧だったというところがありまして、そちらのほうで今回明確に規定されたということで、今回の

会計年度一般職員につきましては、非常勤の一般質問という形で取り扱いになります。非常勤で一般職、名前としては会計年度任用職員という形になるんですけれども、非常勤の一般職員という位置づけをされたことによって、地方公務員法の守秘義務等の服務関係のほう全て適用になるということで、服務全般ということになりますので、守秘義務はもちろんなんですけれども、懲戒の関係とかそういう職務関係も全て適用になるということになりますので、より明確化されるということでの身分についての保障的なものもあるんですけども、その分厳しい、皆さんは議員さんなので選挙運動の関係とかそんなところも含めて、公務員としての義務が課されるということになります。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 この会計年度職員のことに関して、市との契約期間がこれまでの人が1年未満ということになると。また、翌年希望するんであればまたというふうなぶつ切りになってくるわけですね。今度地方に働く人たちとは別に、民間の企業は昨年ですか、春からそういう非常勤や臨時の人たちを正規の職員、社員として無期採用という期限を決めない採用に切りかわってきている中で、この公務員のこれだけは逆行していると私は考えているんです。

ついていえば、その点で職員の人件費が高いからどう抑えるかという発想でこれを迫っていったら、本当に市民に奉仕するサービスや公務に対してレベルダウンしていくということはもうはっきりしていると思うんです。職員もこれによって白井市はどういう見通しを立ててふやしていくのか、ふやしていかないのか。この会計年度の位置づけで運営をしていくのか、職員人数との見通し関係、位置づけ、この辺をちょっとお考えを聞かせていただきたい。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 まず今、委員さんのほうから期間のお話が出ましたので、こちらにつきましては皆さん、先ほどから言っているとおり、会計年度任用職員という形になりますので、会計年度、4月1日から3月31日、この間での雇用という形になります。その間が過ぎた翌年になったときに、それにつきましてはまた新規に雇用という形になっているという形で、その繰り返しという言い方はあれですけども、毎会計年度ごとにそういう作業を行っていくという形になっております。委員さんが言ったように、民間の中では例えば5年たったら、雇用したらずっと連続している場合には正社員という雇用の方法もあるとかあるんですけども、そちらにつきましては公務員につきましては適用除外になっておりますので、そういう制度がございません、それが第1点目になります。

2点目の人数の関係なんですけれども、現状としましては今現在、会計年度任用職員、臨時、非常勤職員が担っている業務につきまして、基本的には会計年度任用職員に移行するという形になりますので、現状としてそれによって職員の人数をふやすとか減らすとかという想定は現在しておりません。現状の業務、必要な業務を正職員と会計年度任用職員で定型的な業務とか事務補助的な形でやっていたりするものについては、そういう中で会計年度任用職員に担ってもらおうと。正職員等につきまして

は、職員の定員管理指針等を設けておりますので、そういう中で対応していくと。その中で今後の人口減少とかそういうものを考えたときには、今やっている業務そのものを誰が担うのかという形の考え方の中で、例えば市民の方にお問い合わせするもの、また民間のほうに委託したほうが効果があるであろうというもの、もしくはこういう形で会計年度任用職員等に業務を任せたいほうがいいのか、そういうところの整理をしながら正職員のほうの人数調整をしていくとか、そういう形での対応をしていくということになっておりますので、一概にこれだけをもってふやすとか減らすとかというもので考えてはいないということでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ほかに。

中川委員。

○中川勝敏委員 関連してお聞きしますが、民間企業の場合はそういう臨時採用の人が何年間経験を積んだら正規に切りかえていけるような機能、路線があるんだけど、地方公務員にはないという、だから考えていないということの答えだったようですけれども、誰が考えても経験を任用職員でも積んできた1年契約になりますけれども、それをまた繰り返して数年経験を積んできた方に対しては、職員への道が有利に開かれるというふうなことは、市として要望していく考え方はないんですか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 臨時、非常勤職員でやった方について、そういう形でどうかということなんですけれども、地方公務員の採用については能力の検証というか、試験で採用するという形が義務づけられておりますので、そういう中でやっていくということになります。実際にそういう方で能力がある方が通常の正職にどんどん、今は全部募集活動等をやっておりますので、そういう中で試験を受けていただいて、登用されればそれはそれでいいかと思うんですけれども、それに対して何ら優先権がないということが公務員法等の規定になっておりますので、現状としてそれに対してどうこうということは市のほうでは考えていないところでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑は。

中川委員。

○中川勝敏委員 優先的なそういう継続して1年ごとにぶち切れた中でも継続して数年働いてくれるというふうな意欲のある人を、またぜひ試験を受けて、正規になっていただきたいというのが誰が考えても人材登用が豊かになると考えませんか。

○石井恵子委員長 中川委員、質疑をお願いします。

○中川勝敏委員 ごめんなさい。

○石井恵子委員長 御意見は討論の中でお願いします。

ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 今後、これは正規の職員ですけれども、5年から10年間ぐらいで約40人抑制していくという計画がありますけれども、先ほどのどなたかの委員と関連するかもしれませんが、この職員数の抑制と会計年度任用職員との関係をお伺いしたいと思います。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 結論から言ってしまうと、正職員と会計年度任用職員、職員の抑制があるから例えば会計年度任用職員がどうだとかというところの想定は現状としてはございません。正職員の抑制の関係については、これから人口が減っていくとか税収が減っていくという中での考え方、また、財政との関係とかそういう考え方の中で先ほどもちょっと話させてもらったんですけれども、今後やっていく業務の担い手をどうするか、そういう中の検討をした中で抑制していこうという考え方でやっているところでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この制度の導入に伴って、一般職員の働き方に何か影響というのはあるんでしょうか、あるいはどのような影響があるんでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 この制度はあくまでも臨時、非常勤職員が働き方改革の一環での今まで臨時、非常勤と言われていた方を会計年度任用職員という形に移すという形で、そちらの方の待遇がよくなるということの内容になっております。直接的には職員そのものの、岩田委員おっしゃるのは正規職員との話だと思うんですけれども、そちらの正規職員に何か影響が出るかということ、募集とかそういう作業の中での厳格化がされますので、そういうところをきっちりやらなければいけないとか、そういうことは出てきますけれども、特に大きな影響が出るというふうには考えておりません。

以上でございます。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 私がいろいろ調査した範囲では、当然一般職員に影響が出るというふうな回答をした本もいっぱいあるんですけれども、要は正規の職員と会計年度任用職員のポジションがはっきりしていくような感じがするんですけれども、特にそういうことはなく、この制度が導入されても一般職員には全く影響がないと、今までと変わらないということによろしいんでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 今、委員のほうから職能関係の話かと思うんですけれども、基本的には今まで臨時・非常勤職員につきましても事務補助とか定型業務を処理する業務について当たってもらうもの、また、ごく一部ではありますけれども、専門的な分野について当たってもらうものという形になっております。その辺のすみ分けについては今後も同じような形で考えておりますので、そういう意味で

はその辺がすみ分けがはっきりするということはあると思うんですけども、それによって影響するというような考えは現在のところ想定されておりません。

以上でございます。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この制度の導入によって、市のほうでは1億3,000万円から1億5,000万円ぐらいの影響があるということで、国の交付措置そのものはまだまだ当てにできない中で、財政課長のあれとはちょっと違うかもしれませんが、これは1回切りではなくて、これからずっと毎年毎年1億3,000万から1億5,000万円の予算、費用が負担が市にとってはふえていくわけです。その場合の要は先ほどと同じことかわかりませんが、正規の職員を計画的に抑制していくという負担の比較といますか、市のほうではこの1億3,000万から1億5,000万、それから職員の抑制、あるいはもろもろのことを考えながら、ほかのほうの業務には影響なくこの制度を導入して、いわゆる市民サービスは低下しないように予算はうまく分けていける、どのように捉えているのでしょうか。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 今、国のほうの手当等のお話がありましたので、まず先に言いますと交付税の制度の中で需要の算定の中には、当然この制度は含まれると認識しております。ただし、当然国からおりてきた事業ですので、別の交付金なりを国が創設するのが筋ではないかなというのが私の考えです。

お金の話はそこまで、サービスにつきましては財政推計の中に1億3,000万円の出のものを既に含んでいますから、それに伴って市民サービスへの低下というものの推計はしておりません。ですから、サービスの低下はないと考えております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 先ほど中川委員のこれからは国がそういう方向性を示して、どんどん働ける人が働くという御意見があったと思うんですけども、問題は1年ずつ更新をする中で、細則で定める基準に従い、任命権者が決定するというこの1項目があるんですけども、この条例の方々という人たちに対する勤務評定というのはどういう取り扱いをしようと思っているんですか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 会計年度任用職員につきましてもおっしゃるように、勤務評定するような形になります。こちらにつきましては正職員の勤務評定は実はあるんですけども、内容的には単年度の職員になりますので、そちらのほうをもう少し簡略化したような形で勤務評定をつけるという形で考えております。そういう内容でやっていくと。それがまた結果としましては勤務評定の結果そのものが今度翌年の例えば募集とかその際に同じ方が出てきた場合には、そういうところの参考にも活用で

きると考えております。また、この説明はちょっとあれなんですけれども、一般職と非常勤職員という形になりますので、公務員法が適用されるという話をしたんですけれども、こちらの方につきましても公務員で俗に言う試用期間があると、条件付きの採用期間が設定されていると。一般職の場合は6カ月という規定があるんですけども、会計年度につきましては、その辺の読みかえがありまして1カ月ということで、1カ月間の期間が設定されるということもありますので、そういう意味でも評価の問題とかいろいろ出てくると。

また、毎年採用ということになりますので、こちらにつきましては前年度やったから、例えば試用期間がなくなるとかそういうことではなくて、それも毎年同じように行うという形になります。

以上でございます。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 余計なことかもしれませんが、そういった意味においては人事担当のほうの業務は煩雑になるということですか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 現状としましても臨時・非常勤の関係は、基本的には担当課のほうに採用等の作業とかそういう形をお願いしています。そういうものについては担当課のほうにお願いすると。また逆にどうかということで、この前お話しさせてもらったところに、こちらのほうを管理するためにシステム等の導入、これはまだ最終決定をされていないんですけども、そちらのほうを検討しております。多分財政サイドとしては近いうちに決定されてもらえるのではないかと考えております。それによって、幾らかでも職員への負担を減らせればと考えているところでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 今度一般職の非常勤職員が地方公務員法が適用されるということで、心配なのは守秘義務が該当するようになると。その採用する前、応募するに当たってそういう方に地方公務員法の適用になるということを申し告げるようなことというのは、どのような形で考えているのか、ちょっとお尋ねします。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 基本的には募集要綱とかそういう中にその辺のところを表現させていただきたいと考えております。また、採用に当たっては基本的に今もそうなんですけれども、文書等で採用、雇用関係をお互いの取り決めをやるわけなんですけれども、その際にまた採用に対しては守秘義務の関係を含めたサービスの関係につきましては周知すると。また、職員としての政治性の問題とかそういう形のものも全て通常の職員と同じような形でやる形になるのかと思っております。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 何回か質問をお聞きして思ったんですが、自分の意見を先に、もう手前まで来ているので出てしまいましたが、今回の改定の目的というんですか、これがどうもすっきりしない。要するにこれまでやってきた労働契約の立場からいっても、公的な公務の契約にしても民間の契約にしても、どんどんと非常勤、非正規をふやして行って、正規の人たちの割合、パーセントを減らしていくという、今、国の安倍政権が進めているふうな財政政策そのものにのっかってきているという点でいえば、若い人たちは働く意欲が持てていかない、なかなか正規になれない、家族もなかなか養っていけないというふうな大きな問題との関連で捉えたときに、今回の問題、その延長線にまたもやが出てきていると私は捉えます。そういう点で、先ほどちょっと意見を言いかけたのは、仮に非常勤で採用されて1年だけれども、どうしても地方自治のこの仕事に自分は将来かけてやっていきたいという若者をどうやって吸収するのか、これでは吸収できないですよ。一度つまずいた若者は非常勤で再度挑戦できるチャンスがあるというふうな、再挑戦できるような制度になっていない。これはやっぱり白井市の問題ということでは言っているんじゃないで、国がやっぱりこういう若者の育成していく立場からいって、これは本当に大きな問題だと。この制度をまんまと通すわけにはいかないと。

私ごとになりますが。大学を卒業して非常勤で2年間勤めました。そのときにも国に要望しましたが、5年非常勤で働いた、1年ごとの契約でした。働いたら正規への有利な採用の道が開けるのかと勤務評定をやっていただいていたということでしたが、そのときからずっと40年間ノーです、国の政策は。それが今回民間において2018年からそういう道を考えていこうということで、無期への転用の条件が出てきて、その中でまだこの地方公務員の段階ではそれが出てきていないと、これは若者に夢と希望をふさぐだけの政策だという点で、さらに反対の2つ目の理由は、今も幾つか御質問が出ていましたように、現在任用制度がないわけですが、ここで働いている人たちも今のような条件までは夫の扶養家族でいられる限度額からいって、これ以上収入が上がってほしくない、働く時間を減らしたいという方向で悩んでいくだろうと、これが採用募集条項が最初出されると言いましたが、そういう人たちの働く意欲も抑えていくことになる、こういう2つの点から、これは私は根本的な問題としてやはり国の若者育成の立場からいっても、これは賛成できるものはないと考えております。

以上です。

○石井恵子委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立多数であります。したがって当常任委員会に付託された議案第3号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第5号 白井市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第2、議案第5号 白井市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 この改正の条例が私はよく理解できないんですけれども、この理由は何なんですか、この条例を出す理由がさっぱりわからないんですけれども、説明してもらえますか。

○石井恵子委員長 笠井市長。

○笠井喜久雄市長 お答えをいたします。一番の理由は財政収支の見直しと財政健全化の取り組みを策定しております。これは8月にまた改定をしているんですが、その中で歳出抑制のための取り組みの1つに、この特別職報酬削減というのが位置づけられています。これを実現するために今回私のほうから提案をさせてもらったところでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これが令和元年10月1日から令和3年3月31日までという期間なんですか、この期間というのはどういう意味なんですか。

○石井恵子委員長 笠井市長。

○笠井喜久雄市長 お答えをいたします。令和3年3月31日というのは、前期基本計画が終了する時になりますので、それにあわせて今回は令和3年3月31日まで取り組みを実施しようということで提案をさせていただきました。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 副市長が今不在の中で、これは副市長の給料も削減するという条例なんですけれども、何で副市長まで入っているんですか。

○石井恵子委員長 笠井市長。

○笠井喜久雄市長 ここでは特別職ということで、市長と教育長と副市長を位置づけております。教育長にはお話をさせていただきまして、内諾を得ております。これから副市長をお願いするわけですが、この方にも状況を説明して、理解を得ていただいて進めていこうと思っております。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この条例には効果額というのは幾らとなっているのでしょうか。

○石井恵子委員長 笠井市長。

○笠井喜久雄市長 今年度のみですが、今年度のみで市長と副市長、教育長をやった場合は約110万ほどの削減を予定しております。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 今年度の残りですね。来年1年、要するに1年間はどうなんですか。

○石井恵子委員長 笠井市長。

○笠井喜久雄市長 お答えをいたします。令和3年の3月31日までやった場合ですが、市長、副市長、教育長3人を含めて330万円ほど削減を見込んでおります。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。質疑はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 全く賛成できません。何のためのこれ、だって市長になって5月後半からですよ、4カ月もたっていない中で、こういった条例を出すわけなんですけれども、私はこれによってほかの職員にも影響を与えたいと思いますし、今、話を聞くと1年半ぐらい、令和3年3月31日までで約330万円の効果額ということなんですけれども、これは私はそういうことよりももっとしっかり仕事をしてもらいたい。要は費用対効果で言うならばしっかりとできるだけ効果的に仕事をしてもらって、無駄な予算は使わない。

例えば今白井の年間予算が特別予算も合わせて、はっきり申しわけないですが、250億ぐらいですか、300億もないですよ、250億ぐらいかな。その例えば250億とすると、0.1%、1000分の1削っても2,500万円です。私はそれを一生懸命やったほうがよっぽど効果があると思うので、それは気持ちの場合です、みずからそれは5%なり10%削減をしてという気持ちはわかるんですけども、それによって私

はほかの職員にも影響があると思うし、またそういったものを減らすよりもっとしっかりとした市の仕事をしてもらいたいという思いから、この条例案には反対をします。

以上です。

○石井恵子委員長 賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立多数であります。したがって当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第6号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第3、議案第6号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 この内容なんですけれども、既存の一の建築物について、二以上の工事に分けて工事を行う場合云々とあるんですけれども、済みませんけれども、これ、ちょっとわかりやすい説明をお願いしますでしょうか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 それでは、この法律の内容についてちょっとわかりやすい言葉で御説明できたらと思っておりますが、少し具体的な例をお持ちして御説明したいと思います。既存の6階建てのオフィスビルを想像していただきたいと思いますが、例えば6階の階のうち1、2階を飲食店に用途を変更しようとする場合、その用途の変更する部分の床面積が200平方メートルを超えますと、用途変更の確認申請という手続が必要になってまいります。その建築基準法では建築物の用途を使われ方の違いですけれども、そういったものを変えるということによって、適用される基準が異なっておりまして、事務所などに使う方が毎日同じ方が使う施設と、そういった施設に比べまして例えば飲食店ですと毎日お客様が変わりますので、不特定の方が御利用になるような施設になります。そういう

特定の方が使うような施設から不特定の方が使うような施設に用途を変えようとした場合、建築基準法では防火規定や避難規定といった人の命にかかわる規定の基準がより厳しい基準が適用されることとなります。

したがって、今申し上げたような事務所ビルの一部を飲食店に用途変更しようとする場合、規定でいきますと例えば排煙設備といった火災時に煙を外に排出するような設備、そういった排煙設備が必要になってきます。それが例えば用途変更する1、2階部分だけではなくて、建築物全体にわたってそういう設備を設置するような改修工事が必要になる場合がございます。そういった場合に改正前の法律ですとその用途変更の手続きをして、飲食店を開業しようとするとそのビル全体の排煙設備の改修工事が終わらなければ、開業できないということになりまして、そういった面で開業前の費用やコストが非常にかかるというデメリットがございました。

今回改正される法律、この全体計画認定制度ではそういう用途変更に伴う改修工事を例えば階数ごと、1、2階の飲食店部分の工事とそれ以外の階の3階から5階の改修工事といったものを2段階で行うというような形で、段階的な工事を行うことによって最終的には建築物全体がその最終的な工事が終わった段階で基準適合の状態になるということで、前もってそういう段階的に工事を行うことで、一時的には全部の基準は適合しないですけれども、最終的には基準が適合されるといったような全体計画をあらかじめ特定行政庁に認定を受けることで、そういった手続きが可能になるという手続きでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 今の御説明でいきますと、白井市の条例適用の可能性というのは少ないのかなと思っています。この条例で白井市が税収増になるというようなことはいかがでしょうか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 御存じのように、当市は限定特定行政庁と申しまして、所管する建築物の規模が戸建ての2階建ての住宅程度になりますので、そういう建築物に今回のような認定制度は利用する可能性もないですし、メリットもあまりないということで、ほぼ認定事務はないかなと考えております。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今、課長のほうからビルを例えにしてお話しいただいたんですけど、大きな一軒家があったとします。そういう中で家の半分をちょっと宿泊施設みたいにしてみようかなということで、改造した。やっぱりやってみたけどもうからない。だから、最初のときにこの手続上の12万円を払うわけです。1年やったところがこれはだめだと、もとに戻す、これはまた12万円払うんですか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 一時的に用途を変更して仮設的に利用したいという場合は、あらかじめそういう申請をしてもらって認定もごさいますので、そういう認定を御利用の際は認定の手数料だけで、1年たったらやめますということでしたら、やめた後はまたもとの用途に変更するという事は、そういう制度はごさいますので、そういう利用であれば可能なんですけど、最初から1年ではなくて用途を変更するという事になりますと、やめてもとに戻すということになったら、そのもとへ戻したときの用途が、建築基準法の特殊建築物のような用途になると、また改めて認定は取り直す必要はあるんですけど、住宅を飲食店に変えて、飲食店をまた住宅に変えるということであれば、住宅に変えるときは手続は不要になります。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そこがはっきりと明記されているというのはどこにあるんですか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 こちらは今資料の中の手数料の項目が上段と下段、2種類あると思うんですけども、上段の手続を先ほど申し上げた最終的にずっと用途変更して利用したいというときの制度でございまして、下の段が一時的に他の用途の建築物として使用する場合は許可ということで、それぞれ申請時点で一時的に使うかどうかに応じて認定の手続が変わってまいります。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 どうもそこが曖昧のように聞こえるんですけど、もう一度言います。その大きい一軒家をちょっと宿泊施設にしてみようかなと思ったけど、万が一、益が上がらなかつたら1年後にはやめますという条件つきに申請したら、それは12万円払わなくていいということですか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 それは1年という期限で仮設的に用途変更する場合には、あらかじめそういう条件で認定の申請を受ければ、やめた後の認定の手続は必要ありません。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それはもとに戻す、12万円払わなくてよいんですけども、何かその始末をする手続上の書類というものは提出しなきゃいけないようになっているんですか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 それはありません。〔「ないんですか」と言う者あり〕はい。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方はございますか。賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○石井恵子委員長 起立全員であります。したがって当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第11号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち、総務企画常任委員会が所掌する科目について

○石井恵子委員長 日程第4、議案第11号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち、総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

それでは、歳出のページから順に一問一答形式でお願いいたします。

初めに12ページ、2款1項総務管理費、次のページにいきまして、13ページ、2款2項徴税费、ここまででよろしいでしょうか。質疑はございますか。12ページ、13ページの歳出についていかがですか。

[「ありません」と言う者あり]

○石井恵子委員長 よろしいですか。では、次にいきます。14ページ、2款4項選挙費、続きまして2款5項統計調査費、続きまして、2款6項監査委員費、15ページまでです。13、14、15ページまでいかがでしょうか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 14ページのところです。統計調査費というのが一番下のところにありますけれども、今、白井はいろいろな統計をとったりしていますけれども、この統計調査費減というこの内訳をちょっと教えてください。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 今回の統計調査の関係は人件費となっているんですけれども、こちらにつきましてはほかの人件費もそうなんですけれども、基本的な人件費、現員現給に伴うものが主な内容になっております。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 その減というのは調査をする費用の中で、何かかかわった人がそれだけ少なくて済んだということ、そういう解釈でいいですか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 議会の当初のところで説明させていただいているんですけれども、職員の人事

異動に伴う去年の段階で予算をつくっております。そちらにつきまして4月に人事異動を職員にかけております。その関係で職員が入れかわったことによって、職員ごとに給料等違いますので、そちらのほうの差し引きの清算という形で現員現給という言い方をさせてもらっているんですけども、そういう形での職員人件費の調整をさせてもらったということでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 よくそういう人事異動で人件費だからということで、よく減になるんですけども、問題は仕事内容なんですね。そういうことでただ単にここは統計調査をやっているところだ。だけど、人事で人が減ったから減だ、単純なそういう話なんですか。問題は業務内容はきちんとできているんでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 これについては業務内容がどうのこうのという話ではなくて、例えば職員が3人なら3人配属されております。その配属されている方がAからBの方、BからCの方という形で人が交換になると。交換になったときに職員についても年齢も違うし、経歴等も違います。そういう中で給与に差があるということで、例えば扶養がいる方、いない方の差があります。そちらについて4月の時点で配属された職員に給料を払わなければいけないという形になりますので、それに見合う入れかえをしているというだけなので、結果的には委員がおっしゃるように、職員がどうのこうのという形ではなくて、単純にその職員に払う給与が切りかわったことによって、その差を款項目節が違うので入れかえているという形の調整だと御理解いただきたいと思います。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 よろしいですか。では、次にいきます。16ページになります。3款1項6目国民健康保険費の繰出金、次、3款1項7目介護保険費の繰出金、次、3款1項9目後期高齢者医療費の中の繰出金、16ページ、17ページにまたがっております。ここはいかがでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 次へいきます。4款3項上水道費、20ページになります。20ページ、21ページにかかっております。上水道費、どうですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 よろしいですか、では、次へいきます。23ページに飛びます。7款4項1目都市計画総務費の中の繰出金、同じく23ページ、8款消防費、ここはいかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田典之委員 消防費の4目地域防災力向上事業、これは備品購入費50万円、これは説明のときに2団体が3団体になったということですけども、これは団体名は言えるんですか、もし言えるんで

あればお願いします。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 団体の名前ですが、南園区第一自主防災組織、第二自主防災組織、それから、ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織の3団体になります。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これはたしか物置とかテントとか、あるいは発電機とかそういったものと思うんです。これは1団体の上限というのは特に設けてないんですか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 上限を設けてございます。限度額といたしまして格納庫を含む場合、200人以上の場合は70万円が限度になります。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと当初予算が151万3,000円でしたよね。今度が50万円ということでしたけれども、ちょっと確認の意味で2団体が3団体になったということは、当初想定していた2団体はどこどこで、今回の補正を上げる団体はどこで、今回50万円です。当初予算は151万3,000円で2団体ですから、この明細を教えてください。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 当初予定しておりましたのは南園第一自主防災組織、第二自主防災組織になります。それぞれが70万円になります。それから、もう1つありましたのが、当初は西白井コミュニティプラザへの備品がございまして、こちらが11万2,000円になります。そのために当初151万3,000円を予定しておりました。それから新たな団体がありましたので50万円ということになります。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 ちょっと確認ですけれども、西白井コミュニティプラザが今年度はなくなったということでもよろしいんですか、確認のために。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 済みません、自分で言ったつもりだったんですが、申しわけございません。西白井のコミュニティプラザの備品として11万2,000円を予定しておりましたので、当初はそのために151万3,000円ございました。新たに白井ライオンズさんが入ってきたので50万円、今回購入をするものです。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 よくわからない。さっきの3団体は南園第一と南園第二と白井ライオンズの3団体だという答弁を聞いたと思うんですけれども、そうじゃなかった。もう一回ちょっと確認。2団体から3団体にふえたということは、その3団体には西白井コミュニティプラザも入っているということですね。

○石井恵子委員長 宇賀総務部長。

○宇賀正和総務部長 済みません、私のほうからお答えさせていただきます。当初予算で計上していたものにつきましては、自主防災組織に補助するものとしては2団体、先ほど出た西白井コミュニティプラザにつきましては、団体に補助をするものではなくて、市の施設が新たにできますので、そこに置く備品を別に予算化していたというものです。今回さらに県の補助対象になったということで、1団体加えるということで御理解いただきたいと思います。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次にいきます。27ページ、11款公債費、ここではどうでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 よろしいですか。それでは、歳入に移ります。

9ページをお開きください。10款地方特例交付金、同じく9ページ、11款地方交付税、同じく9ページ、15款2項6目消防費国庫補助金。次、10ページ、16款2項5目消防費県補助金、10ページから11ページにかけまして、19款2項特別会計繰入金、11ページに20款繰越金、11ページ、21款4項2目雑入の中の損害賠償金、同じく11ページ、22款市債、全てでいかがでしょうか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 ちょっと認識不足だったら申しわけないんですけども、今の防災のためのお金なんですけれども、今回歳入のほうで見るとこういう県の補助金が地域防災向上総合支援補助金というのがあります。前によくこういう自治会から防災のための整備したいというときには、宝くじのほうから毎年100万ぐらい来ている。そういうものとこの今回地域防災向上総合支援補助金というのがありますけど、ここの使い分けというのはどういうふうになるんですか。

○石井恵子委員長 竹内委員、今おっしゃったのは10ページの5目消防費県補助金の中の項目でよろしいですか。

○竹内陽子委員 はい、そうです。

○石井恵子委員長 お答えいただけますでしょうか。宇賀総務部長。

○宇賀正和総務部長 消防費補助金の関係でございます。県の補助金につきましては、市が行っている自主防災組織に対する補助金、こういった事業を行うことに対して県のほうが補助していただく、市に対して補助してくれる形になるんですけども、こちらの内容としましては市は自主防災組織の設立時に設立支援という形になるかと思っておりますけれども、設立時1回だけなんですけど、そのときに資器材を交付します。そういったような補助内容になっております。

一方で、委員からお話をされていまして宝くじのほうなんですけど、宝くじの補助金につきましてはこれとは全く別物でございます。こちらは設立時とかそういうことではなくて、申請するに当たっては各自治会とかも含めて要望いただくんですけども、その中で絞り込みをいたしまして、限られ

たものですから絞り込みいたしまして、県を経由いたしまして宝くじのほうに、名称は済みません、はっきり忘れましたが、そちらのほうに支出する。そこは設立に関係なく自主防災組織ということで限定しているものでもなく、例えば自治会がそういった防災のためのものを購入したいということがあれば、補助対象として合致するものであれば、一応申請はできます。ただ、全国的にそれを取りまとめているものですから、なかなか枠というものはかなり少ないです。先ほどの委員のほうから毎年配分されるみたいなことがありましたけれども、毎年配分されるわけではなくて、申請してほかのところと競合して、採用されればそれが補助の対象になるというような内容です。

わかりづらいかもしれないですけども、以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それはわかりました、使い分けはよくわかりましたけれども、今、白井の中ではこういう整備をしたいというところが、かなり待っているんでしょうか。その現状をちょっとお知らせいただきたいんですが。

○石井恵子委員長 宇賀総務部長。

○宇賀正和総務部長 まず宝くじの補助金の申請は、一応今は要望をかけているところみたいですが、出したいというところはあるようです。それから、今回は補正予算にのっている50万、市が行う補助につきましては、今回1件分を補正予算で計上させていただきましたけれども、これ以外でまた設立の申請をしたいというようなところは今のところないそうです。ただ、相談はあるということですが、設立までには至らない相談というのは口頭での御相談はあるということです。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ただいま歳入についての質疑をしておりますが、大丈夫ですか。ほかに質疑ございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 それでは、11ページの雑入のところなるべく大綱的質疑とかぶらないように御質問させていただきます。

まず、和解案のときの1,129万3,562円ですかね、これは当時の足立区の家、池の上の家的一部分という考え方でよろしいでしょうか。

○石井恵子委員長 笠井市長。

○笠井喜久雄市長 当時担当部長で、この問題をやっていましたので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

今、委員の御指摘のとおり足立の物件が、細かく言いますと917万5,362円でございます。これと白井市にある物件の分の共有部分ということで、売却した場合ということで212万円ほど、合計しますと1,129万5,362円、これが29年の10月25日に議案として提出させていただいた金額でございます。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 ということはあの後新規に、いわゆる財産みたいなのは見つからなかったよということでもよろしいでしょうか。

○石井恵子委員長 笠井市長。

○笠井喜久雄市長 そのとおりでございます。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 であればその後破産整理をして、最終的には回収額として1,059万2,211円、これが入ってきたということでもいいですか。

○石井恵子委員長 笠井市長。

○笠井喜久雄市長 そのとおりです。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 その中で資料をいただきまして、弁護士さんが一時預かりしていた金額、917万5,362円、それで足りない部分を141万6,849円、これが追加で入ってきたという考えでもよろしゅうございますか。

○石井恵子委員長 笠井市長。

○笠井喜久雄市長 そのとおりです。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 そうしますと差額の70万1,351円、これに関しては管財税理士さんが当然入っているんで、その費用として考えてよろしいのでしょうか。

○石井恵子委員長 笠井市長。

○笠井喜久雄市長 そのとおりです。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、歳入につきましては質疑が終わりました。

次に6ページ、地方債補正についての質疑を行います。小学校施設改修等事業、中学校施設改修等事業、臨時財政対策債、この地方債補正でございます。質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 よろしいですか。では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続調査について

○石井恵子委員長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会にかかる所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時22分